

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

ページ

### 告 示

|                                  |           |    |
|----------------------------------|-----------|----|
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示……………           | (食品衛生課)   | 39 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可……………             | (土地改良指導課) | 39 |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定……………            | (土地改良指導課) | 39 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出……………             | (土地改良指導課) | 39 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………         | (土地改良指導課) | 39 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………       | (治山課)     | 40 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………        | (治山課)     | 41 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………    | (治山課)     | 41 |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始……………            | (道路整備課)   | 41 |
| ○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定…………… | (物品管理課)   | 42 |

### 支庁告示

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し…………… | 42 |
|--------------------------------------|----|

## 告 示

### 北海道告示第428号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年4月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
(1) 随意契約に係る物品等の名称 プラテリアBSE1セット当たり単価  
(2) 数 量 調達予定数量 2,268セット
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成16年3月26日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏 名 北海道和光純薬株式会社  
(2) 住 所 札幌市北区北15条西4丁目
- 4 随意契約に係る契約金額

プラテリアBSE1セット当たり単価 160,000円

5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

6 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道保健福祉部総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### 北海道告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年3月31日、奈井江土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年4月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道告示第430号

道営土地改良（川南地区経営体育成基盤整備（暗きょ、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年4月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道告示第431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、篠津中央土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成16年4月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所  
平成16.3.19 理 事 櫻 庭 誠 二 樺戸郡月形町字篠津原野1724番地

### 北海道告示第432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、留辺蘂土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年4月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

| 就退任の別 | 就退任年月日     | 理事・監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|------------|---------|---------|-----------------|
| 就 任   | 平成16. 4. 1 | 理 事     | 加 藤 清   | 常呂郡留辺蘂町字昭栄136番地 |
| 同     | 同          | 同       | 高 井 健 一 | 同 字旭214番地14     |
| 同     | 同          | 同       | 飯 田 廣 幸 | 同 字大富127番地4     |
| 同     | 同          | 同       | 澤 山 一 之 | 同 字大富280番地      |
| 同     | 同          | 同       | 南 川 健次郎 | 同 字旭91番地136     |
| 退 任   | 同 16. 3.31 | 同       | 加 藤 清   | 同 字昭栄136番地      |
| 同     | 同          | 同       | 荒 喜代隆   | 同 字旭209番地1      |
| 同     | 同          | 同       | 飯 田 廣 幸 | 同 字大富127番地4     |
| 同     | 同          | 同       | 渡 辺 正 敏 | 同 字大富191番地5     |
| 同     | 同          | 同       | 南 川 健次郎 | 同 字旭91番地136     |

北海道告示第433号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年4月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌郡小平町字平和174・字寧楽412の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡西興部村字西興部330の1
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡門別町字庫富72の8・79の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 浦河郡浦河町字姉茶537の34地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡池田町字東台311の16・311の65（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡本別町押帯165の1、165の2、165の18、169の7、170の2、170の6、178の1、178の2、179の4

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町旭町3丁目80（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年4月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 標津郡標津町字茶志骨641の1・650の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第435号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年4月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡中標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 ダム事業用地とするため

4(1) 解除予定保安林の所在場所 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課並びに夕張市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月16日

|                                                                            |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------|--------|------------------|-----------|--------------------|--|--|--|---------------------------------|---------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 北海道知事 高 橋 はるみ                                                              |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  | の登録を取り消すことがある。<br>平成16年 4 月16日  |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1 道路の種類 道道                                                                 |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  | 北海道上川支庁長 青 木 次 郎                |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域                                                          |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  | 旭川市 1 条通 7 丁目202番地 エンドレス17A－803 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 路 線 名 及 び 縦 覧 場 所                                                          |  | 区 間                                                | 変更前後の別 | 敷地の幅員            | 延 長       | 国道等との重複区間          |  |  |  | 1 住 所                           | 旭川市 1 条通 7 丁目202番地 エンドレス17A－803 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 美利河二股自然休養村線<br>北海道渡島支庁函館土木現業所                                              |  | 瀬棚郡今金町字美利河228番1地先から瀬棚郡今金町字美利河221番1地先（一般国道230号交点）まで | 前      | 6.24mから18.30mまで  | 797.75m   | 一般国道230号重複15.86m   |  |  |  | 2 商 号 又 は 名 称                   | 北日本信販                           |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                            |  |                                                    | 後      | 11.00mから36.00mまで | 617.00m   | 一般国道230号重複25.83m   |  |  |  | 3 氏 名                           | 高橋 恒                            |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 岩部渡島福島停車場線<br>北海道渡島支庁函館土木現業所                                               |  | 松前郡福島町字月崎39番1地先から松前郡福島町字月崎10番1地先まで                 | 前      | 6.50mから20.00mまで  | 411.47m   | ――                 |  |  |  | 4 登 録 番 号                       | 北海道知事(1)上第00428号                |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                            |  |                                                    | 後      | 11.50mから19.50mまで | 403.85m   | ――                 |  |  |  | 5 主たる営業所の所在地                    | 旭川市 3 条通 9 丁目 サンケイビル 3 F        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                            |  |                                                    | 後      | 11.50mから19.50mまで | 403.85m   | ――                 |  |  |  | 6 従たる営業所の名称及び所在地                | なし                              |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                            |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 瀬 棚 港 線<br>北海道渡島支庁函館土木現業所                                                  |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  | 道道西大里瀬棚停車場線重複7.00m              |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                            |  |                                                    | 前      | 6.27mから19.00mまで  | 1,016.10m | 道道西大里瀬棚停車場線重複7.00m |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                            |  |                                                    | 後      | 7.12mから30.00mまで  | 1,022.46m | 道道西大里瀬棚停車場線重複5.00m |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 渡島吉岡停車場線<br>北海道渡島支庁函館土木現業所                                                 |  | 松前郡福島町字吉岡535番2地先から松前郡福島町字吉岡280番3地先まで               | 前      | 14.50mから24.99mまで | 400.09m   | ――                 |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                            |  |                                                    | 後      | 15.50mから24.99mまで | 400.09m   | ――                 |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 美河三石停車場線<br>北海道胆振支庁室蘭土木現業所                                                 |  | 三石郡三石町字川上11番地先から三石郡三石町字歌笛996番地先（河川敷地）まで            | 前      | 12.00mから14.00mまで | 295.96m   | ――                 |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                            |  |                                                    | 後      | 12.00mから19.00mまで | 295.96m   | ――                 |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                            |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 北海道告示第437号                                                                 |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  | 正 誤                             |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。                 |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 平成16年 4 月16日                                                               |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 北海道知事 高 橋 はるみ                                                              |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 売りさばき人の項古平漁業協同組合の事項を次のように改める。                                            |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 東しゃこたん漁業協同組合 平成16. 4. 1                                                    |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  | 東しゃこたん漁業協同組合                    |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                            |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 支 庁 告 示                                                                    |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 北海道上川支庁告示第14号                                                              |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第 1 項の規定により公告する。 |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者                                  |  |                                                    |        |                  |           |                    |  |  |  |                                 |                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |